



令和5年12月8日

## 令和5年第5回高山市議会定例会 追加提出議案について

- ・ 条例案件      2件
- ・ 予算案件      1件
- 計                3件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	下野 泰功
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

## 令和5年第5回高山市議会定例会 追加提出議案の概要

### 議第170号 高山市手数料条例の一部を改正する条例について

(P1)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正するもの

①戸籍（除籍）証明書の交付の追加（戸籍謄本等の広域交付に対応するもの）

- ・戸籍証明書の交付 1通 450円（戸籍謄本等と同額）
- ・除籍証明書の交付 1通 750円（除籍謄本等と同額）

②戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の新規設定

- ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1符号 400円
- ・除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1符号 700円

③届書等情報（届書等の書類の画像情報）の証明書の交付及び閲覧の追加

- ・届書等情報の内容に係る証明書の交付 1通 350円
- ・届書等情報の内容を表示したものの閲覧 1届書 350円

施行期日 令和6年3月1日

### 議第171号 高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(P5)

国民健康保険法等の改正に伴い改正するもの

- ・出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額の適用  
軽減期間

単胎妊娠の場合 出産する日の属する月の前月から出産月の翌々月まで（4か月間）

多胎妊娠の場合 出産する日の属する月の3月前から出産月の翌々月まで（6か月間）

施行期日 令和6年1月1日（令和6年1月以後の保険料に適用）

### 議第172号 令和5年度高山市一般会計補正予算（第8号）

(別冊)

補正額 811,100千円（補正後57,599,863千円 当初予算に対し10.3%増）

内容 物価高騰対策関係

物価高騰対応重点支援給付金の給付

511,000千円

別紙①

子育て世帯負担軽減給付金の給付

300,100千円

別紙②

- ・上記案件は、令和5年12月12日の高山市議会本会議に上程されます。



## 令和5年度住民税非課税世帯等に対する 物価高騰対応重点支援給付金の給付について

物価高騰の影響により、生活への負担が特に大きい低所得世帯を支援するため、令和5年度分の住民税が非課税となった世帯等に対し給付金を支給します。

### 1 対象者

令和5年12月1日に市の住民基本台帳に登録されている方のうち、次の条件を満たす世帯

(1) 住民税非課税世帯

世帯全員の令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（原則申請手続き不要）

(2) 家計急変世帯

令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（申請手続き必要）

※ただし、(1)、(2)共に課税者の被扶養者のみで構成される世帯、令和5年1月2日以降に海外から転入した方を含む世帯、租税条約の適用を受ける方を含む世帯は対象外

### 2 支給額

1世帯につき7万円

### 3 支給時期

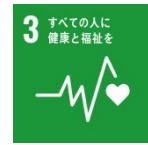
- ・対象者のうち申請手続き不要の世帯は、2月上旬に案内し、2月下旬支給予定
- ・対象者のうち申請手続き必要の世帯は、2月上旬より申請受付開始予定

### 4 補正予算額

511,000千円（国補助10/10）

（対象世帯は7,200世帯を想定）

問 合 先	
担当課	福祉部 福祉課
課 長	松下 孝治
係 名	援護係
係 長	井戸端 清行
連絡先	電話（直通 0577-35-3139） （内線 2955）



## 子育て世帯負担軽減給付金の給付について

物価高騰の影響により子育て世帯の負担増が懸念されるなか、**将来を担う子どもの養育に係る経済的な負担の軽減を図るため、18歳までの児童の養育者に対し、子育て世帯負担軽減給付金を支給**します。

### 1 対象者

- 令和5年11月30日時点で市内にお住まいの18歳までの児童の養育者
  - (1) 令和5年12月分の児童手当の受給者（公務員除く）（申請手続き不要）
  - (2) 児童手当対象外となっている中学校修了前児童の養育者（公務員含む）（申請手続き必要）
  - (3) 令和5年11月30日時点で高校生等（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の児童の養育者 （申請手続き必要）
- 令和5年12月1日から令和6年3月31日までに生まれた第1子の養育者 （申請手続き必要） ※令和5年11月30日時点で養育者が市内在住であること

### 2 支給額

1世帯につき4万円

### 3 支給時期

- 対象者のうち申請手続き不要の世帯は、1月上旬に案内し、1月下旬支給予定
- 対象者のうち申請手続き必要の世帯は、1月中旬より申請受付開始予定

### 4 補正予算額

300,100千円（国補助10/10）  
（対象世帯は7,400世帯を想定）

問 合 先	
担当課	福祉部 子育て支援課
課長	前田 研治
係名	子ども政策係
係長	保木 みどり
連絡先	電話（直通 0577-35-3140） （内線 2934）